

令和7年度第2回八潮市立小中学校通学区域審議会（書面会議） 次第

日 に ち 令和7年1月2日（木）から
令和7年1月19日（金）まで

1 開 会

2 議 事

（1）八潮市立花桃小学校の開校に伴う指定校変更の基準の素案について

3 閉 会



他市の新設小学校開校時における指定校変更許可基準について

第1回審議会において、複数の委員より他市の事例を参考に検討を進めた方が良いとのご意見をいただいたことから、つくばエクスプレス沿線の自治体で参考事例を調査した結果を以下のとおり報告する。

1. 千葉県流山市

令和6年4月に市野谷小学校が開校

開校時における基準を以下のとおり設定

- ・小学校6年生となる児童は、引き続き現在の学校に通学できる
- ・兄姉が6年生にいる場合は、弟妹も卒業まで現在の学校に通学できる

児童数は以下のとおり

推計値		
令和5年度時点		
学年	児童数	学級数
1年生	81	3
2年生	68	2
3年生	66	2
4年生	59	2
5年生	37	2
6年生	14	1
支援	8	2
	333	14

開校年度		
令和6年4月1日		
学年	児童数	学級数
1年生	128	4
2年生	98	3
3年生	80	3
4年生	68	2
5年生	35	1
6年生	5	1
支援	8	2
	422	16

開校2年目		
令和7年度		
学年	児童数	学級数
1年生	119	4
2年生	129	4
3年生	103	3
4年生	83	3
5年生	75	3
6年生	35	1
支援	11	2
	555	20

保護者の反応

- ・一部既存校に残りたいという意見もあったが、多くは新設校に入学してくれた

2. 茨城県つくば市

令和6年4月にみどりの南小学校が開校

開校時における基準を以下のとおり設定

- ・小学校6年生となる児童は、引き続き現在の学校に通学できる
- ・兄姉が6年生にいる場合は、弟妹も卒業まで現在の学校に通学できる
- ・特別支援学級の児童で通学に支障がある場合は現在の学校に通学できる

児童数は以下のとおり

推計値		
令和3年度時点		
学年	児童数	学級数
1年生	170	5
2年生	159	5
3年生	147	5
4年生	118	4
5年生	95	3
6年生	81	3
支援	-	-
	770	25

開校年度		
令和6年4月1日		
学年	児童数	学級数
1年生	162	5
2年生	142	4
3年生	151	5
4年生	108	3
5年生	92	3
6年生	65	2
支援	-	-
	720	22

開校2年目		
令和7年度		
学年	児童数	学級数
1年生	163	5
2年生	164	5
3年生	145	5
4年生	150	5
5年生	110	4
6年生	91	3
支援	-	-
	823	27

保護者の反応

- ・一部既存校に残りたいという意見もあったが、多くは新設校に入学してくれた
- ・友人関係の理由は一度学校に確認し、支障がないと判断した場合には不許可とした

八潮市立花桃小学校の開校に伴う指定校変更の基準の素案（意見等照会用）

【前提 1】

新たに花桃小学校の通学区域となる住所に居住している児童が対象

1. 花桃小学校が開校する令和9年度の時点において、「大曾根小学校」又は「大瀬小学校」の「6年生」である場合には、引き続き「大曾根小学校」又は「大瀬小学校」に在籍することも可能とする。

*令和9年度に限定した対応とすることを想定

2. 兄弟姉妹の兄又は姉が継続して「大曾根小学校」又は「大瀬小学校」に在籍する場合、弟又は妹も引き続き「大曾根小学校」又は「大瀬小学校」に在籍することも可能とする。

*現行の基準でも兄弟姉妹は同一校在籍が原則となっている

*卒業までの在籍が可能 ⇒ 事例では途中で転校する例はほぼない

3. その他事情を個別に勘案し教育委員会が必要と認める場合には、引き続き「大曾根小学校」又は「大瀬小学校」に在籍することも可能とする。

*現行の基準でも、いじめ・不登校・身体的理由等の理由により指定校変更が認められている

*卒業までの在籍が可能 ⇒ 事例では途中で転校する例はほぼない

【前提 2】

花桃小学校が開校する令和9年度以後も「大曾根小学校」又は「大瀬小学校」の通学区域内の住所に居住している児童が対象

4. 花桃小学校への通学（在籍）を希望する場合、一定の範囲内において通学（在籍）を認める。

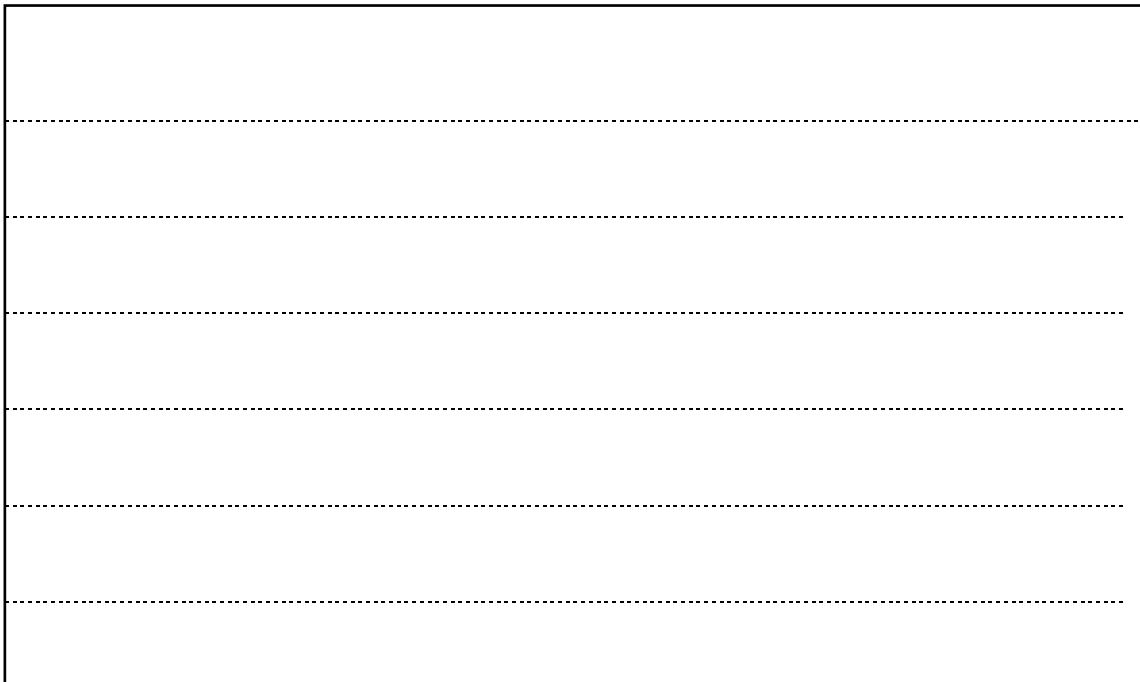
*令和9年度の入学の状況を確認し、以後の対応について再検討を行う前提
⇒令和9年度の希望状況及び教室の空き状況等により、次年度以降の「一定の範囲」を予想することができるものと考えられる

★「1.」から「4.」までの対応は、入学（転入）後は原則として卒業までの在籍を想定するものであり、途中の学年から転校を求めるることは想定していない。ただし、何らかの事情で、本来通学（就学）すべき学校に戻ることを保護者・児童が希望する場合には、個別に相談のうえ、原則として認めることを想定する。

意見等回答書

「八潮市立花桃小学校の開校に伴う指定校変更の基準の素案」に対する意見等は次のとおりです。

1. 意見あり（下欄にご意見をご記入ください）



2. 意見なし

※ご意見がない場合、「2」に○を付けていただきご返送ください。

*書ききれない場合は任意の用紙にご記入ください。パソコン等により作成いただいた場合は、プリントアウトしたうえで提出してください。

お名前
